

# 他自治体からの監査員・オブザーバー参加について

2009/4/27  
LAS-E 事務局

## 1. 目的と意義

(1)この文書は、LAS-E の監査を実施する自治体（以下、当該自治体と称する）において、他自治体の職員や市民等が他自治体からの監査員またはオブザーバーとして参加するにあたっての必要な事項を定めるものである。

(2)当該自治体は、監査員やオブザーバーとして外部の者を参加させることにより、環境に関する取り組みが他自治体を比較してどの程度の水準にあるかを相対的に知ることができ、当該自治体だけでは発見できない長所や欠陥の指摘を受けられ、環境マネジメントシステムの質的向上を図ることができる。一方、監査員やオブザーバーとして参加する外部の者にとっては、当該自治体の環境マネジメントシステムの全体像や個別の取り組みの創意工夫・問題点を知ることにより、自分の自治体の環境マネジメントシステムの構築や改善に役立てることができる。特に LAS-E や他の EMS 規格を導入している自治体との相互監査は、相互のレベルアップにつながると考えられる。

## 2. 他自治体からの監査員およびオブザーバーとは

(1)他自治体からの監査員とは、当該自治体以外に在住・在勤する行政職員・市民・事業者等であって、LAS-E 基本文書 6.2(2)における、環境政策の専門家に相当する者を指す。

(2)オブザーバーとは、当該自治体の監査や監査員研修を体験または観察する者を指す。

## 3. 他自治体からの監査員およびオブザーバーの役割と権利

(1)他自治体からの監査員は、当該自治体の監査において、個別部署等の監査を実施し監査チェック項目ごと等の評価を行うとともに、チームミーティングに参加し評価を確定する。他自治体からの監査員はこのプロセスに参加する権利と評価に対する責任を有する。

(2)オブザーバーは、個別部署等の監査に同行し、チームミーティングを見学することができる。しかし、監査チェック項目ごと等の評価にあたり、監査員や監査チームに対し意見や助言および評価の最終判断に加わることはできない。

## 4. 他自治体からの監査員の資格要件

(1)他自治体からの監査員は、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

①認定監査員の資格を有し、当該自治体の環境マネジメントシステムや行政のしくみ・監査の方法について当該自治体の監査員と同レベル以上の見識を持っており、LAS-E 事務局が推薦する者

②環境行政に精通し、かつ当該自治体の環境マネジメントシステムや行政のしくみ・監査の方法について当該自治体の監査員と同レベル以上の見識を持っており、LAS-E 規格制定委員会もしくは LAS-E 事務局が推薦する者

③環境行政に精通し、かつ当該自治体の環境マネジメントシステムや行政のしくみ・監査の方法について当該自治体の監査員と同レベル以上の見識を持っており、当該自治体が推薦する者

(2)前項②③に該当するものは、他自治体へのオブザーバーとしての参加経験があることが望ましい。

## 5. オブザーバーの資格要件

(1)オブザーバーは、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

①LAS-E 取り組み自治体の行政職員または市民・事業者で、LAS-E に関する予備知識を持ち、監査員研修または監査に 1 日以上参加可能な者

②LAS-E 取り組み自治体以外の行政職員または市民・事業者で LAS-E や環境マネジメントシステムに関心を持ち、LAS-E に関する予備知識を持ち、監査員研修または監査に 1 日以上参加可能な者

③その他、当該自治体や LAS-E 事務局などが推薦する者

(2)監査員研修や監査に参加する際、監査チームや当該自治体の指示に従って秩序ある言動を取り、守秘義務を果たすことのできる者

## **6. 当該自治体の役割**

- (1)他自治体からの監査員が4の資格要件を満たす場合、当該自治体は原則として、LAS-E 基本文書で定める外部専門家としての委嘱を行うものとする。
- (2)オブザーバーが5の資格要件を満たす場合、当該自治体はできる限りその参加を認めるよう努める。
- (3)当該自治体は、監査員またはオブザーバーに対し、守秘義務を守るなどの確約を得るため、必要な措置を講じることができる。
- (4)当該自治体は、他自治体からの監査員の意見・コメントは自治体内の監査員の意見・コメントと同等以上に尊重しなければならない。また、オブザーバーに関しても、監査終了後に感想を聞くなどの措置を講ずることにより、外部との情報交換に努めるものとする。

## **7. 監査日程等の告知**

- (1)当該自治体は、他の自治体からの監査員およびオブザーバーとしての参加が容易となるよう、監査員研修および監査日程を、事前に告知しなければならない。なお、当該自治体からの直接の告知とともに、LAS-E 事務局からも告知を行うことができる。
- (2)LAS-E 合格前の監査においては、当該自治体は告知をせず、他の自治体からの監査員およびオブザーバーの受け入れを見送ることができる。

## **8. 交通費および報酬**

- (1)他自治体からの監査員が認定監査員で、かつ LAS-E 事務局が派遣する場合は、交通費および報酬は別に定めるところにより、環境自治体会議環境政策研究所より支払われる。
- (2)前項以外の他自治体からの監査員およびオブザーバーの交通費は、原則として自己負担とする。また、原則として無報酬とする。